

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である(付表を除く。)

改 正 後	改 正 前
第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 1 節 通 則 (土地の評価上の区分) 7 土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。ただし、一体として利用されている一団の土地が 2 以上の地目からなる場合には、その一団の土地は、そのうちの主たる地目からなるものとして、その一団の土地ごとに評価するものとする。 なお、市街化調整区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条((区域区分))第 3 項に規定する「市街化調整区域」をいう。以下同じ。)以外の都市計画区域(同法第 4 条((定義))第 2 項に規定する「都市計画区域」をいう。以下同じ。)で市街地的形態を形成する地域において、40((市街地農地の評価))の本文の定めにより評価する市街地農地(40 - 3((生産緑地の評価))に定める生産緑地を除く。)、40 - 2((広大な市街地農地等の評価))の本文の定めにより評価する市街地農地(40 - 3 に定める生産緑地を除く。)、49((市街地山林の評価))の本文の定めにより評価する市街地山林、49 - 2((広大な市街地山林の評価))の本文の定めにより評価する市街地山林、58 - 3((市街地原野の評価))の本文の定めにより評価する市街地原野、58 - 4((広大な市街地原野の評価))の本文の定めにより評価する市街地原野又は 82((雑種地の評価))の本文の定めにより評価する宅地と状況が類似する雑種地のいずれか 2 以上の地目の土地が隣接しており、その形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合には、その一団の土地ごとに評価するものとする。 地目は、課税時期の現況によって判定する。 (1) ~ (10) (省 略)	第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 1 節 通 則 (土地の評価上の区分) 7 土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。ただし、一体として利用されている一団の土地が 2 以上の地目からなる場合には、その一団の土地は、そのうちの主たる地目からなるものとして、その一団の土地ごとに評価するものとする。 なお、市街化調整区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条((区域区分))第 3 項に規定する「市街化調整区域」をいう。以下同じ。)以外の都市計画区域(同法第 4 条((定義))第 2 項に規定する「都市計画区域」をいう。以下同じ。)で市街地的形態を形成する地域において、40((市街地農地の評価))の本文の定めにより評価する市街地農地(40 - 3((生産緑地の評価))に定める生産緑地を除く。)、40 - 2((広大な市街地農地等の評価))の本文の定めにより評価する市街地農地(40 - 3 に定める生産緑地を除く。)、49((市街地山林の評価))の本文の定めにより評価する市街地山林、49 - 2((広大な市街地山林の評価))の本文の定めにより評価する市街地山林、58 - 3((市街地原野の評価))の本文の定めにより評価する市街地原野、58 - 4((広大な市街地原野の評価))の本文の定めにより評価する市街地原野又は 82((雑種地の評価))の本文の定めにより評価する宅地と状況が類似する雑種地のいずれか 2 以上の地目の土地が隣接しており、その形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合には、その一団の土地ごとに評価するものとする。 地目は、課税時期の現況によって判定する。 (1) ~ (10) (同 左)

改 正 後	改 正 前
(注) 地目の判定は、不動産登記事務取扱手続準則(平成 17 年 2 月 25 日付民二第 456 号法務省民事局長通達)第 68 条及び第 69 条に準じて行う。ただし、「(4) 山林」には、同準則第 68 条の「(20) 保安林」を含み、また「(10) 雑種地」には、同準則第 68 条の「(12) 墓地」から「(23) 雑種地」まで(「(20) 保安林」を除く。)に掲げるものを含む。	(注) 地目の判定は、不動産登記事務取扱手続準則(昭和 52 年 9 月 3 日付民三第 4473 号法務省民事局長通達)第 117 条及び 118 条に準じて行う。ただし、「(4) 山林」には、同準則第 117 条の「ソ 保安林」を含み、また「(10) 雑種地」には、同準則第 117 条の「ヌ 墓地」から「ナ 雑種地」まで(「ソ 保安林」を除く。)に掲げるものを含む。
第 2 節 宅地及び宅地の上に存する権利	第 2 節 宅地及び宅地の上に存する権利
(文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地の評価)	(文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地の評価)
24 - 8 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項に規定する重要文化財に指定された建造物、同法第 58 条第 1 項に規定する登録有形文化財である建造物及び文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号)第 4 条第 3 項第 1 号に規定する伝統的建造物(以下本項、83 - 3((文化財建造物である構築物の敷地の用に供されている土地の評価))、89 - 2((文化財建造物である家屋の評価))及び 97 - 2((文化財建造物である構築物の評価))において、これらを「文化財建造物」という。)である家屋の敷地の用に供されている宅地の価額は、それが文化財建造物である家屋の敷地でないものとした場合の価額から、その価額に次表の文化財建造物の種類に応じて定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。	24 - 8 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項に規定する重要文化財に指定された建造物、同法第 56 条の 2 の 2 第 1 項に規定する登録有形文化財である建造物及び文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号)第 4 条第 3 項第 1 号に規定する伝統的建造物(以下本項、83 - 3((文化財建造物である構築物の敷地の用に供されている土地の評価))、89 - 2((文化財建造物である家屋の評価))及び 97 - 2((文化財建造物である構築物の評価))において、これらを「文化財建造物」という。)である家屋の敷地の用に供されている宅地の価額は、それが文化財建造物である家屋の敷地でないものとした場合の価額から、その価額に次表の文化財建造物の種類に応じて定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。
なお、文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地(21((倍率方式))に定める倍率方式により評価すべきものに限る。)に固定資産税評価額が付されていない場合には、文化財建造物である家屋の敷地でないものとした場合の価額は、その宅地と状況が類似する付近の宅地の固定資産税評価額を基とし、付近の宅地とその宅地との位置、形状等の条件差を考慮して、その宅地の固定資産税評価額に相当する額を算出し、その額に倍率を乗じて計算した金額とする。	なお、文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地(21((倍率方式))に定める倍率方式により評価すべきものに限る。)に固定資産税評価額が付されていない場合には、文化財建造物である家屋の敷地でないものとした場合の価額は、その宅地と状況が類似する付近の宅地の固定資産税評価額を基とし、付近の宅地とその宅地との位置、形状等の条件差を考慮して、その宅地の固定資産税評価額に相当する額を算出し、その額に倍率を乗じて計算した金額とする。
表(省 略) (注) (省 略)	表(同 左) (注) (同 左)

改 正 後

付表1

奥 行 価 格 補 正 率 表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業 地 区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅 地 区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大工場地区
4 未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4 以上 6 未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0.99
20 " 24 "	0.94					1.00	1.00
24 " 28 "	0.95				0.99		
28 " 32 "	0.96		0.98		0.98		
32 " 36 "	0.97		0.96	0.98	0.96		
36 " 40 "	0.98		0.94	0.96	0.94		
40 " 44 "	0.99		0.92	0.94	0.92		
44 " 48 "	1.00		0.90	0.92	0.91		
48 " 52 "		0.99	0.88	0.90	0.90		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82			
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 " 88 "		0.88		0.80			
88 " 92 "		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

改 正 前

付表1

奥 行 価 格 補 正 率 表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業 地 区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅 地 区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大工場地区
4 未満	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	-
4 以上 6 未満	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	
6 " 8 "	0.93	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	
8 " 10 "	0.94	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	
10 " 12 "	0.95	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	
12 " 14 "	0.96	0.99	1.00	1.00		0.97	
14 " 16 "	0.97	1.00				0.98	
16 " 20 "	0.98					0.99	
20 " 24 "	0.99					1.00	1.00
24 " 28 "	1.00				0.99		
28 " 32 "			0.99		0.98		
32 " 36 "			0.98	0.99	0.96		
36 " 40 "		0.99	0.97	0.98	0.94		
40 " 44 "		0.98	0.96	0.97	0.92		
44 " 48 "		0.97	0.95	0.96	0.91		
48 " 52 "		0.96	0.94	0.95	0.90		
52 " 56 "		0.95		0.94	0.88		
56 " 60 "		0.94	0.93		0.87		
60 " 64 "				0.93	0.86		
64 " 68 "		0.93	0.92		0.85		
68 " 72 "				0.92	0.84		
72 " 76 "		0.92	0.91		0.83	0.96	
76 " 80 "			0.90	0.91			
80 " 84 "		0.91		0.90	0.82	0.93	
84 " 88 "					0.81	0.90	
88 " 92 "							
92 " 96 "							
96 " 100 "					0.80		
100 "		0.90					

改正後

付表2

側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) (省略)

改正前

付表2

側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.15	0.07
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.05	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) (同左)

付表3

二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表3

二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.10
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区	0.03
大工場地区	0.02

付表4

地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
高度商業地区	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表4

地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
ビル街地区	4,000㎡未満	4,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上
高度商業地区	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

改正後

付表5

不整形地補正率表

地区区分 地積区分 かげ地割合	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、 中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) (省 略)

付表6

間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業 地 区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅 地 区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大工場地区
4未満	-	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	-	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	-	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97				1.00	0.97	0.97
16 " 22 "	0.98					0.98	0.98
22 " 28 "	0.99					0.99	0.99
28 "	1.00					1.00	1.00

付表 7、8 (省 略)

改正前

付表5

不整形地補正率表

地区区分 地積区分 かげ地割合	ビル街地区、高度商業地区、 繁華街地区、普通商業・ 併用住宅地区、中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) (同 左)

付表6

間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業 地 区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅 地 区	普通住宅 地 区	中小工場地区 大工場地区	
4 未満	0.80	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	
4 以上 6 未満	0.85	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	
6 " 8 "	0.90	0.97		1.00	0.97	0.90	
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	1.00	0.95
10 " 16 "	0.97					1.00	1.00
16 " 24 "	0.99						
24 "	1.00						

付表 7、8 (同 左)

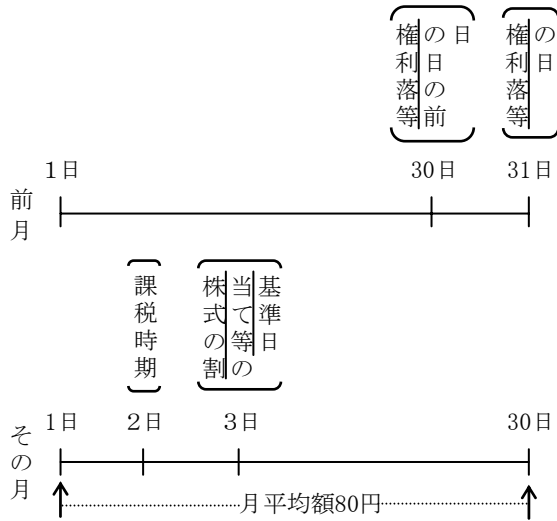
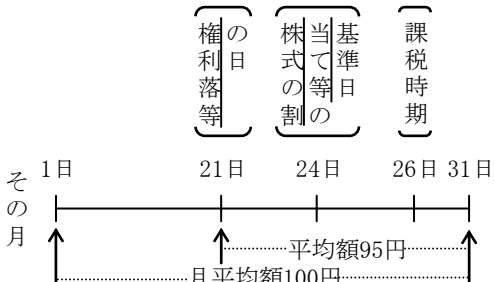
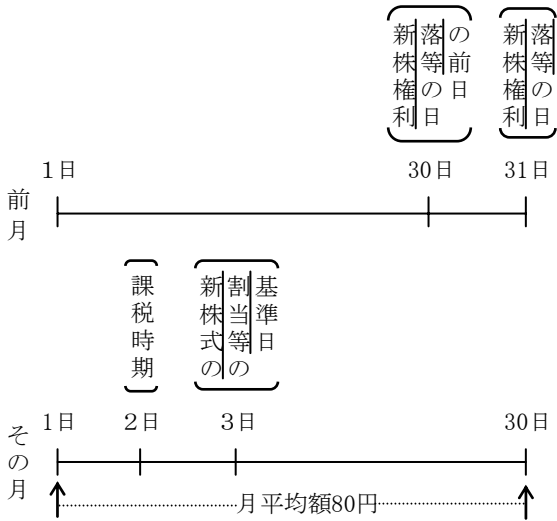
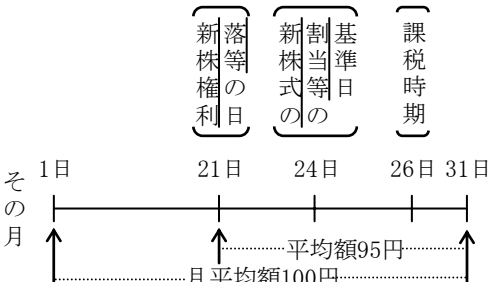
改 正 後	改 正 前
第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資 (評価単位) 168 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その 1 株又は 1 個ごとに評価する。 (1) 上場株式 (証券取引所 (証券取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 2 条第 16 項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。) に上場されている株式をいう。以下同じ。) (2) 気配相場等のある株式 気配相場等のある株式とは、次に掲げる株式をいう。 イ 登録銘柄 (日本証券業協会の内規によって登録銘柄として登録されている株式をいう。以下同じ。) 及び店頭管理銘柄 (同協会の内規によって店頭管理銘柄として指定されている株式をいう。以下同じ。) ロ (省 略) ハ (削 除) (3) (省 略) (4) <u>株式の割当てを受ける権利 (株式の割当基準日の翌日から株式の割当ての日までの間における株式の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)</u> (5) <u>株主となる権利 (株式の申込みに対して割当てがあった日の翌日 (会社の設立に際し発起人が引受けをする株式にあっては、その引受けの日) から会社の設立登記の日の前日 (会社成立後の株式の割当ての場合にあっては、払込期日 (払込期間の定めがある場合には払込みの日)) までの間における株式の引受けに係る権利をいう。以下同じ。)</u> (6) <u>株式無償交付期待権 (株式無償交付の基準日の翌日から株式無償交付の効力が発生する日までの間における株式の無償</u>	第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資 (評価単位) 168 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その 1 株又は 1 個ごとに評価する。 (1) 上場株式 (証券取引所 (証券取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 2 条第 14 項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。) に上場されている株式をいう。以下同じ。) (2) 気配相場等のある株式 気配相場等のある株式とは、次に掲げる株式をいう。 イ 登録銘柄 (日本証券業協会の内規によって登録銘柄として登録されている株式 (<u>日本銀行出資証券を含む。</u>) をいう。以下同じ。) 及び店頭管理銘柄 (同協会の内規によって店頭管理銘柄として指定されている株式をいう。以下同じ。) ロ (同 左) <u>ハ 国税局長の指定する株式 (イ及びロ以外の株式で次項の定めにより国税局長が指定する株式をいう。以下同じ。)</u> (3) (同 左) (4) <u>新株引受権 (新株式の割当基準日の翌日から新株式の割当の日までの間における新株式の割当を受ける権利をいう。以下同じ。)</u> (5) <u>株式の引受による権利 (株式の申込みに対して割当てがあった日の翌日 (会社の設立に際し発起人が引受をする株式にあっては、その引受の日) から会社の設立登記の日の前日 (新株の発行の場合にあっては、払込期日) までの間における株式の引受に係る権利をいう。以下同じ。)</u> (6) <u>新株無償交付期待権 (新株式無償交付の基準日の翌日から新株式無償交付の効力が発生する日までの間における新株式</u>

改正後	改正前
交付を受けることができる権利をいう。以下同じ。) (7) (省 略) (8) <u>ストックオプション(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 21 号に規定する新株予約権が無償で付与されたものをいう。ただし、その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるものに限る。)</u>	の無償交付を受けることができる権利をいう。以下同じ。) (7) (同 左) (8) <u>ストックオプション(商法(明治 32 年法律第 48 号)第 280 条の 19 に規定する新株予約権が無償で付与されたものをいう。ただし、その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるものに限る。)</u>
168 - 2 (削 除)	(国税局長の指定) <u>168 - 2 前項の(2)の八の「国税局長の指定する株式」として国税局長が指定するものは、日刊新聞等に定期的取引価格が掲載されているもののうち、その株式の発行会社の状況が日本証券業協会における登録銘柄として取り扱われる基準のうち主要な基準に該当するものに準ずると認められるものとする。</u>
(上場株式についての最終価格の特例 - 課税時期が<u>権利落等</u>の日から<u>株式の割当て等</u>の基準日までの間にある場合) 170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が<u>権利落</u>又は<u>配当落</u>(以下「<u>権利落等</u>」という。)の日から<u>株式の割当て</u>、<u>株式の無償交付</u>又は<u>配当金交付</u>(以下「<u>株式の割当て等</u>」という。)の基準日までの間にあるときは、その<u>権利落等</u>の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。	(上場株式についての最終価格の特例 - 課税時期が<u>新株権利落等</u>の日から<u>新株式の割当等</u>の基準日までの間にある場合) 170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が<u>新株権利落</u>又は<u>配当落</u>(以下「<u>新株権利落等</u>」という。)の日から<u>新株式の割当</u>、<u>新株式の無償交付</u>又は<u>配当金交付</u>(以下「<u>新株式の割当等</u>」という。)の基準日までの間にあるときは、その<u>新株権利落等</u>の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正後	改正前
課税時期の最終価格 = 100 円 (75 円は、<u>権利落等</u>の後の最終価格なので採用しない。) (注) (省 略)	課税時期の最終価格 = 100 円 (75 円は、<u>新株権利落等</u>の後の最終価格なので採用しない。) (注) (同 左)
(上場株式についての最終価格の特例 - 課税時期に最終価格がない場合)	(上場株式についての最終価格の特例 - 課税時期に最終価格がない場合)
171 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定め¹の適用があるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 (1) (省 略) (2) 課税時期が<u>権利落等</u>の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、<u>権利落等</u>の日以後のもののみである場合又は<u>権利落等</u>の日の前日以前のものと<u>権利落等</u>の日以後のものとの2ある場合 課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。	171 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定め¹の適用があるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 (1) (同 左) (2) 課税時期が<u>新株権利落等</u>の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、<u>新株権利落等</u>の日以後のもののみである場合又は<u>新株権利落等</u>の日の前日以前のものと<u>新株権利落等</u>の日以後のものとの2ある場合 課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。
課税時期 権利落等 の 日 株式の 割当等 の 基準日 その月 11日 12日 15日 16日 17日 20日 ↑ 101円 ↑ 取引なし ↑ 76円 課税時期の最終価格 = 101 円(76 円の方が 101 円より課税時期に近いが、76 円は<u>権利落等</u>の日以後の最終価格なので採用しない。) (3) 課税時期が<u>株式の割当等</u>の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る<u>権利落等</u>の日の前日以前のもののみである場合又は<u>権利落等</u>の日の前日以前のものと<u>権利落等</u>の日以後のものとの2ある場合 課税時期の翌	課税時期 新株権利落等 の 日 新株式の 割当等 の 基準日 その月 11日 12日 15日 16日 17日 20日 ↑ 101円 ↑ 取引なし ↑ 76円 課税時期の最終価格 = 101 円(76 円の方が 101 円より課税時期に近いが、76 円は<u>新株権利落等</u>の日以後の最終価格なので採用しない。) (3) 課税時期が<u>新株式の割当等</u>の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る<u>新株権利落等</u>の日の前日以前のもののみである場合又は<u>新株権利落等</u>の日の前日以前のものと<u>新株権利落等</u>の日以後のものとの2ある場合

改正後	改正前
日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 課税時期 基準日 株式の割当て等 の 日 権利落等 課税時期の最終価格 = 75 円 (100 円の方が 75 円より課税時期に近いが、100 円は<u>権利落等</u>の日以前の最終価格なので採用しない。) (注) (省 略) (上場株式についての最終価格の月平均額の特例) 172 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前 3 か月間に<u>権利落等</u>がある場合における最終価格の月平均額は次によるものとする。 (1) 課税時期が<u>株式の割当て等</u>の基準日以前である場合におけるその<u>権利落等</u>の日が属する月の最終価格の月平均額は、次の(2)に該当するものを除き、その月の初日からその<u>権利落等</u>の日の前日 (配当落の場合にあっては、その月の末日) までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。	課税時期の翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 課税時期 基準日 新株式の割当て等 の 日 新株権利落等 課税時期の最終価格 = 75 円 (100 円の方が 75 円より課税時期に近いが、100 円は<u>新株権利落等</u>の日以前の最終価格なので採用しない。) (注) (同 左) (上場株式についての最終価格の月平均額の特例) 172 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前 3 か月間に<u>新株権利落等</u>がある場合における最終価格の月平均額は次によるものとする。 (1) 課税時期が<u>新株式の割当て等</u>の基準日以前である場合におけるその<u>新株権利落等</u>の日が属する月の最終価格の月平均額は、次の(2)に該当するものを除き、その月の初日からその<u>新株権利落等</u>の日の前日 (配当落の場合にあっては、その月の末日) までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正後	改正前
権利落等の日 27日 権利落等の日 28日 課税時期 30日 株式の割当て等の基準日 31日 その月 1日 27日 28日 30日 31日 平均額100円 月平均額95円 最終価格の月平均額 = <u>権利落</u>の場合は 100 円、<u>配当落</u>の場合は 95 円 (2) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前で、その権利落等の日が課税時期の属する月の初日以前である場合における課税時期の属する月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、課税時期の属する月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。 $\text{課税時期の属する月の最終価格の月平均額} = \left[1 + \frac{\text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数}}{\text{株式1株に対する割当株式数}} \right] \times \frac{\text{割当てを受けた株式} - 1 \text{株につき払い込むべき金額}}{\text{株式1株に対する割当株式数}}$ なお、これを図により例示すれば、次のようになる。	新株権利落等の日 27日 新株権利落等の日 28日 課税時期 30日 新株式の割当て等の基準日 31日 その月 1日 27日 28日 30日 31日 平均額100円 月平均額95円 最終価格の月平均額 = <u>新株権利落</u>の場合は 100 円、<u>配当落</u>の場合は 95 円 (2) 課税時期が新株式の割当て等の基準日以前で、その新株権利落等の日が課税時期の属する月の初日以前である場合における課税時期の属する月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、課税時期の属する月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。 $\text{課税時期の属する月の最終価格の月平均額} = \left[1 + \frac{\text{株式1株に対する新株式の割当数又は交付数}}{\text{株式1株に対する新株式の割当数}} \right] \times \frac{\text{割当を受けた新株式} - 1 \text{株につき払い込むべき金額}}{\text{株式1株に対する新株式の割当数}}$ なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正後	改正前
 (株式の割当条件) 株式の割当数 株式 1 株に対し 0.5 株を割当て 株式 1 株につき払い込むべき金額 40 円 最終価格の月平均額 = 権利落の場合 80 円 × (1 + 0.5) - 40 円 × 0.5 = 100 円、配当落の場合 80 円 (3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、その権利落等の日(配当落の場合にあってはその月の初日)からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 	 (新株式の割当条件) 新株式の割当数 株式 1 株に対し新株式 0.5 株 新株式 1 株につき払い込むべき金額 40 円 最終価格の月平均額 = 新株権利落の場合 80 円 × (1 + 0.5) - 40 円 × 0.5 = 100 円、配当落の場合 80 円 (3) 課税時期が新株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその新株権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、その新株権利落等の日(配当落の場合にあってはその月の初日)からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 

改正後

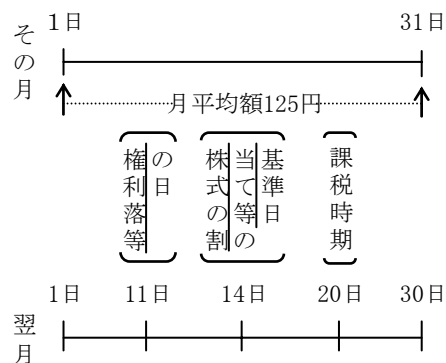
最終価格の月平均額 = 権利落の場合は 95 円、配当落の場合は 100 円

- (4) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以降である場合におけるその権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、その月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。

$$\left[\frac{\text{その月の最終価格の月平均額} + \frac{\text{割当てを受けた株式 1 株につき払い込むべき金額}}{\text{株式 1 株に対する割当株式数}} \right]$$

$$\div \left[1 + \frac{\text{株式 1 株に対する割当株式数又は交付株式数}}{\text{付株式数}} \right]$$

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。



(株式の割当条件)

株式の割当数 株式 1 株に対し 0.5 株を割当て
株式 1 株につき払い込むべき金額 50 円

最終価格の月平均額 = 権利落の場合は、(125 円 + 50 円 × 0.5) ÷ (1 + 0.5) = 100 円、配当落の場合は 125 円

(気配相場等のある株式の評価)

174 気配相場等のある株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

改正前

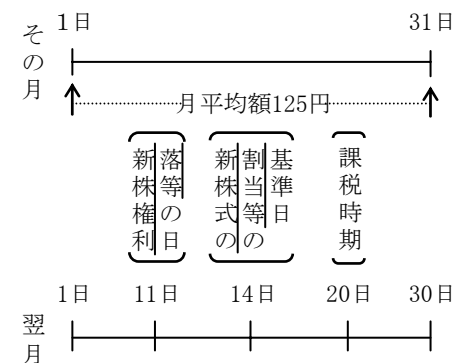
最終価格の月平均額 = 新株権利落の場合は 95 円、配当落の場合は 100 円

- (4) 課税時期が新株式の割当て等の基準日の翌日以降である場合におけるその新株権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、その月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。

$$\left[\frac{\text{その月の最終価格の月平均額} + \frac{\text{割当てを受けた新株式 1 株につき払い込むべき金額}}{\text{株式 1 株に対する新株式の割当数}} \right]$$

$$\div \left[1 + \frac{\text{株式 1 株に対する新株式の割当数又は交付数}}{\text{は交付数}} \right]$$

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。



(新株式の割当条件)

新株式の割当数 株式 1 株に対し 新株式 0.5 株
新株式 1 株につき払い込むべき金額 50 円

最終価格の月平均額 = 新株権利落の場合は、(125 円 + 50 円 × 0.5) ÷ (1 + 0.5) = 100 円、配当落の場合は 125 円

(気配相場等のある株式の評価)

174 気配相場等のある株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

改 正 後	改 正 前
(1)及び(2) (省 略) (3) (削 除) (気配相場等のある株式の取引価格の特例 - 課税時期が<u>権利落等</u>の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合) 175 前項の(1)の定めにより気配相場等のある株式の価額を評価する場合において、課税時期が<u>権利落等</u>の日から株式の割当て等の基準日までの間にあるときは、その<u>権利落等</u>の日の前日以前の取引価格 (課税時期の属する月以前3か月以内のものに限る。) のうち、課税時期に最も近い日の取引価格をもって課税時期の取引価格とする。 (気配相場等のある株式の取引価格の特例 - 課税時期に取引価格がない場合) 176 174((気配相場等のある株式の評価))の(1)の定めにより気配相場等のある株式の価額を評価する場合において、課税時期に取引価格がないものについては、前項の定めの適用があるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる取引価格	(1)及び(2) (同 左) (3) <u>国税局長の指定する株式</u> イ <u>ロに該当しない国税局長の指定する株式の価額は、日刊新聞等に掲載されている課税時期の取引価格と類似業種比準価額(180((類似業種比準価額))及び 184((類似業種比準価額の修正))の定めによって計算した類似業種比準価額 (その株式が 187((新株引受権等の発生している株式の価額の修正))の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、その類似業種比準価額を同項の定めにより修正した金額))との平均額によって評価する。ただし、その平均額が課税時期の取引価格を超える場合には、課税時期の取引価格によって評価する。</u> ロ <u>負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した国税局長の指定する株式の価額は、日刊新聞等に掲載されている課税時期の取引価格によって評価する。</u> (気配相場等のある株式の取引価格の特例 - 課税時期が新株権利落等の日から新株式の割当て等の基準日までの間にある場合) 175 前項の(1)又は(3)の定めにより気配相場等のある株式の価額を評価する場合において、課税時期が新株権利落等の日から新株式の割当て等の基準日までの間にあるときは、その新株権利落等の日の前日以前の取引価格 (登録銘柄及び店頭管理銘柄については課税時期の属する月以前3か月以内のものに限り、<u>国税局長の指定する株式については新株権利落等の日の前日以前1か月以内のものに限る。</u>) のうち、課税時期に最も近い日の取引価格をもって課税時期の取引価格とする。 (気配相場等のある株式の取引価格の特例 - 課税時期に取引価格がない場合) 176 174((気配相場等のある株式の評価))の(1)又は(3)の定めにより気配相場等のある株式の価額を評価する場合において、課税時期に取引価格がないものについては、前項の定めの適用があるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる取

改正後	改正前
又は修正した価格をもって課税時期の取引価格とする。 (1) (2)に該当する場合以外の場合 課税時期の前日以前の取引価格のうち、課税時期に最も近い日の取引価格（<u>課税時期の属する月以前3か月以内のものに限る。</u>） (2) 課税時期が<u>株式の割当て等の基準日の翌日以後で、かつ、課税時期の前日以前の取引価格のうち、課税時期に最も近い日の取引価格（課税時期の属する月以前3か月以内のものに限る。</u>以下この項において同じ。）がその基準日に係る<u>権利落等の日の前日以前のものである場合</u> 課税時期に最も近い日の取引価格を次のイ又は口の算式によって修正した価格 イ 課税時期に最も近い日の取引価格が<u>権利落</u>の日の前日以前のものである場合 $\left(\text{課税時期に最も近い日の取引価格} + \text{割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額} \times \text{株式1株に対する割当株式数} \right) \div \left(1 + \text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数} \right)$ 口 （省 略） （気配相場等のある株式の評価の特例） 177 174((気配相場等のある株式の評価))の(1)の定めにより気配相場等のある株式の価額を評価する場合において、その株式が次の(1)又は(2)に該当するものの価額は、課税時期以前の取引価格等を勘案して評価する。 (1) 課税時期が<u>権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にあるため、その権利落等の日の前日以前の取引価格のうち課税時期に最も近い日の取引価格によって評価する場合において、その課税時期に最も近い日の取引価格が、課税時期の属する月以前3か月以内でないもの</u>	引価格又は修正した価格をもって課税時期の取引価格とする。 (1) (2)に該当する場合以外の場合 課税時期の前日以前の取引価格のうち、課税時期に最も近い日の取引価格（<u>登録銘柄及び店頭管理銘柄については課税時期の属する月以前3か月以内のものに限り、国税局長の指定する株式については課税時期以前1か月以内のものに限る。</u>） (2) 課税時期が<u>新株式の割当等の基準日の翌日以後で、かつ、課税時期の前日以前の取引価格のうち、課税時期に最も近い日の取引価格（登録銘柄及び店頭管理銘柄については課税時期の属する月以前3か月以内のものに限り、国税局長の指定する株式については課税時期以前1か月以内のものに限る。</u>以下この項において同じ。）がその基準日に係る<u>新株権利落等の日の前日以前のものである場合</u> 課税時期に最も近い日の取引価格を次のイ又は口の算式によって修正した価格 イ 課税時期に最も近い日の取引価格が<u>新株権利落</u>の日の前日以前のものである場合 $\left(\text{課税時期に最も近い日の取引価格} + \text{割当を受けた新株式1株につき払い込むべき金額} \times \text{株式1株に対する新株式の割当数} \right) \div \left(1 + \text{株式1株に対する新株式の割当数又は交付数} \right)$ 口 （同 左） （気配相場等のある株式の評価の特例） 177 174((気配相場等のある株式の評価))の(1)又は(3)の定めにより気配相場等のある株式の価額を評価する場合において、その株式が次の(1)又は(2)に該当するものの価額は、課税時期以前の取引価格等を勘案して評価する。 (1) 課税時期が<u>新株権利落等の日から新株式の割当等の基準日までの間にあるため、その新株権利落等の日の前日以前の取引価格のうち課税時期に最も近い日の取引価格によって評価する場合において、その課税時期に最も近い日の取引価格が、登録銘柄及び店頭管理銘柄については課税時期の属する月以前3か月以内になく、国税局長の指定する株式については新</u>

改 正 後	改 正 前
(2) (1)に該当する場合を除き、課税時期に取引価格がないため、課税時期の前日以前の取引価格のうち、課税時期に最も近い日の取引価格によって評価する場合において、その取引価格が、<u>課税時期の属する月以前3か月以内でないもの</u> (登録銘柄及び店頭管理銘柄の取引価格の月平均額の特例) 177 - 2 174((気配相場等のある株式の評価))の(1)の定めにより登録銘柄及び店頭管理銘柄の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前3か月間に<u>権利落等</u>がある場合における取引価格の月平均額については、172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))の定めを準用する。この場合において、「最終価格の月平均額」は「取引価格の月平均額」と、「毎日の最終価格の平均額」は「毎日の取引価格の平均額」と読み替えるものとする。 (取引相場のない株式の評価上の区分) 178 取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ次項の定めによって評価する。ただし、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ188((同族株主以外の株主等が取得した株式))又は189((特定の評価会社の株式))の定めによって評価する。 表(省 略) 上の表の「総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数」及び「直前期末以前1年間における取引金額」は、それぞれ次の(1)から(3)により、「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」の判定は(4)による。 (1)～(4) (省 略) (注) 上記(2)の従業員には、社長、理事長並びに法人税法施	<u>株権利落等の日の前日以前1か月以内でないもの</u> (2) (1)に該当する場合を除き、課税時期に取引価格がないため、課税時期の前日以前の取引価格のうち、課税時期に最も近い日の取引価格によって評価する場合において、その取引価格が、<u>登録銘柄及び店頭管理銘柄については課税時期の属する月以前3か月以内になく、国税局長の指定する株式については課税時期以前1か月以内でないもの</u> (登録銘柄及び店頭管理銘柄の取引価格の月平均額の特例) 177 - 2 174((気配相場等のある株式の評価))の(1)の定めにより登録銘柄及び店頭管理銘柄の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前3か月間に<u>新株権利落等</u>がある場合における取引価格の月平均額については、172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))の定めを準用する。この場合において、「最終価格の月平均額」は「取引価格の月平均額」と、「毎日の最終価格の平均額」は「毎日の取引価格の平均額」と読み替えるものとする。 (取引相場のない株式の評価上の区分) 178 取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ次項の定めによって評価する。ただし、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ188((同族株主以外の株主等が取得した株式))又は189((特定の評価会社の株式))の定めによって評価する。 表(同 左) 上の表の「総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数」及び「直前期末以前1年間における取引金額」は、それぞれ次の(1)から(3)により、「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」の判定は(4)による。 (1)～(4) (同 左) (注) 上記(2)の従業員には、社長、理事長並びに法人税法施

改 正 後	改 正 前
行令第 71 条((使用人兼務役員とされない役員))第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる役員は含まないのであるから留意する。	行令第 71 条((使用人兼務役員とされない役員))第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる役員は含まないのであるから留意する。
(類似業種比準価額)	(類似業種比準価額)
180 前項の類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに 1 株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)を基とし、次の算式によって計算した金額とする。この場合において、評価会社の直前期末における<u>資本金等の額(法人税法第 2 条((定義))第 16 号に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。)</u>を直前期末における発行済株式数(自己株式(会社法第 113 条第 4 項に規定する自己株式をいう。以下同じ。))を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数。以下同じ。))で除した金額(以下「1 株当たりの<u>資本金等の額</u>」という。)が 50 円以外の金額であるときは、その計算した金額に、1 株当たりの<u>資本金等の額</u>の 50 円に対する倍数を乗じて計算した金額とする。	180 前項の類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに 1 株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)を基とし、次の算式によって計算した金額とする。この場合において、評価会社の直前期末における<u>資本金額</u>を直前期末における発行済株式数で除した金額(以下「1 株当たりの<u>資本金の額</u>」という。)が 50 円以外の金額であるときは、その計算した金額に、1 株当たりの<u>資本金の額</u>の 50 円に対する倍数を乗じて計算した金額とする。
$A \times \left(\frac{\frac{\text{㉔}}{B} + \frac{\text{㉕}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉖}}{D}}{5} \right) \times 0.7$	$A \times \left(\frac{\frac{\text{㉔}}{B} + \frac{\text{㉕}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉖}}{D}}{5} \right) \times 0.7$
上記算式の適用に当たっては、次による。	上記算式の適用に当たっては、次による。
(1) 上記算式中の「A」、「㉔」、「㉕」、「㉖」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。	(1) 上記算式中の「A」、「㉔」、「㉕」、「㉖」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。
「A」= 類似業種の株価	「A」= 類似業種の株価
「㉔」= 評価会社の <u>1 株当たりの配当金額</u>	「㉔」= 評価会社の <u>直前期末における 1 株当たりの配当金額</u>
「㉕」= 評価会社の <u>1 株当たりの利益金額</u>	「㉕」= 評価会社の <u>直前期末以前 1 年間ににおける 1 株当たりの利益金額</u>
「㉖」= 評価会社の <u>1 株当たりの純資産価額</u>(帳簿価額によって計算した金額)	「㉖」= 評価会社の <u>直前期末における 1 株当たりの純資産価額</u>(帳簿価額によって計算した金額)
「B」= 課税時期の属する年の類似業種の 1 株当たりの配当金額	「B」= 課税時期の属する年の類似業種の 1 株当たりの配当金額
「C」= 課税時期の属する年の類似業種の 1 株当たりの年利益金額	「C」= 課税時期の属する年の類似業種の 1 株当たりの年利益金額

改正後	改正前
「D」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額） （注）類似業種比準価額の計算に当たっては、③、④及び⑤の金額は183（（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算））により1株当たりの<u>資本金等の額</u>を50円とした場合の金額として計算することに留意する。 (2)及び(3)（省略） （類似業種の株価） 182 180（（類似業種比準価額））の類似業種の株価は、課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとする。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価によることができる。 この場合の各月の株価及び前年平均株価は、業種目ごとにそれぞれの業種目に該当する上場会社（以下「標本会社」という。）の株式の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（1株当たりの<u>資本金等の額</u>を50円として計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。 （評価会社の1株当たりの配当金額等の計算） 183 180（（類似業種比準価額））の評価会社の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、それぞれ次による。 (1) 「1株当たりの配当金額」は、直前期末以前2年間におけるその会社の<u>剰余金の配当金額</u>（特別配当、記念配当等の名称による配当金額のうち、将来每期継続することが予想できない金額を除く。）の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数（1株当たりの<u>資本金等の額</u>が50円以外の場合には、直前期末における<u>資本金等の額</u>を50円で除して計算した数によるものとする。(2)及び(3)において同じ。）で除して計算した金額とする。 (2) 「1株当たりの利益金額」は、直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額（固定資産売却益、保険差益等の非	「D」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額） （注）類似業種比準価額の計算に当たっては、③、④及び⑤の金額が183（（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算））により1株当たりの<u>資本金の額</u>を50円とした場合の金額として計算することに留意する。 (2)及び(3)（同左） （類似業種の株価） 182 180（（類似業種比準価額））の類似業種の株価は、課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとする。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価によることができる。 この場合の各月の株価及び前年平均株価は、業種目ごとにそれぞれの業種目に該当する上場会社（以下「標本会社」という。）の株式の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（1株当たりの<u>資本金の額</u>を50円として計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。 （評価会社の1株当たりの配当金額等の計算） 183 180（（類似業種比準価額））の評価会社の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、それぞれ次による。 (1) 「1株当たりの配当金額」は、直前期末以前2年間におけるその会社の<u>利益の年配当金額</u>（特別配当、記念配当等の名称による配当金額のうち、将来每期継続することが予想できない金額を除く。）の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数（1株当たりの<u>資本金の額</u>が50円以外の場合には、直前期末における<u>資本金の額</u>を50円で除して計算した数によるものとする。(2)及び(3)において同じ。）で除して計算した金額とする。 (2) 「1株当たりの利益金額」は、直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額（固定資産売却益、保険差益等の非

改 正 後	改 正 前
経常的な利益の金額を除く。)に、その所得の計算上益金に算入されなかった<u>剰余金の配当</u>(<u>資本金等の額の減少によるものを除く。)</u>等の金額(所得税額に相当する金額を除く。)及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額(その金額が負数のときは、0とする。)を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間の各事業年度について、それぞれ法人税の課税所得金額を基とし上記に準じて計算した金額の合計額(その合計額が負数のときは、0とする。)の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とすることができる。 (3) 「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」は、直前期末における<u>資本金等の額及び法人税法第2条((定義))第18号に規定する利益積立金額に相当する金額</u>(法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額)の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。 (注) 1 <u>上記(1)の「剰余金の配当金額」は、各事業年度中に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額(資本金等の額の減少によるものを除く。)を基として計算することに留意する。</u> 2 利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、その負数に相当する金額を<u>資本金等の額</u>から控除するものとし、その控除後の金額が負数となる場合には、その控除後の金額を0とするのであるから留意する。 (類似業種比準価額の修正) 184 180((類似業種比準価額))の定めにより類似業種比準価額を計算した場合において、評価会社の株式が次に該当するときは、同項の定めにより計算した価額をそれぞれ次の算式により修正した金額をもって類似業種比準価額とする。	経常的な利益の金額を除く。)に、その所得の計算上益金に算入されなかった<u>利益の配当等</u>の金額(所得税額に相当する金額を除く。)及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額(その金額が負数のときは、0とする。)を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間の各事業年度について、それぞれ法人税の課税所得金額を基とし上記に準じて計算した金額の合計額(その合計額が負数のときは、0とする。)の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とすることができる。 (3) 「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」は、直前期末における<u>資本金額、法人税法第2条((定義))第17号に規定する資本積立金額及び同条第18号に規定する利益積立金額に相当する金額</u>(法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額)の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。 (注) 利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、その負数に相当する金額を<u>資本金額及び資本積立金額の合計額</u>から控除するものとし、その控除後の金額が負数となる場合には、その控除後の金額を0とするのであるから留意する。 (類似業種比準価額の修正) 184 180((類似業種比準価額))の定めにより類似業種比準価額を計算した場合において、評価会社の株式が次に該当するときは、同項の定めにより計算した価額をそれぞれ次の算式により修正した金額をもって類似業種比準価額とする。

改 正 後	改 正 前
(1) (省 略) (2) 直前期末の翌日から課税時期までの間に<u>株式の割当て等</u>の効力が発生した場合 (180((類似業種比準価額))の定めにより計算した価額 + <u>割当てを受けた株式 1 株につき払い込んだ金額 × 株式 1 株に対する割当株式数</u>) ÷ (1 + 株式 1 株に対する <u>割当株式数又は交付株式数</u>) (純資産価額) 185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額(この場合、評価会社が課税時期前 3 年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」という。)の価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。)の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び 186 - 2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式及び(3)の 1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、株式の取得者とその同族関係者(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。)の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の 50% 以下である場合においては、上記により計算した 1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)に 100 分の 80 を乗じて計算した金額とする。	(1) (同 左) (2) 直前期末の翌日から課税時期までの間に<u>新株式発行</u>の効力が発生した場合 (180((類似業種比準価額))の定めにより計算した価額 + <u>割当を受けた新株式 1 株につき払い込んだ金額 × 株式 1 株に対する新株式の割当数</u>) ÷ (1 + 株式 1 株に対する <u>新株式の割当数又は交付数</u>) (純資産価額) 185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額(この場合、評価会社が課税時期前 3 年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」という。)の価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。)の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び 186 - 2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数(<u>商法第 241 条第 2 項に規定する自己の株式(以下「自己株式」という。)</u>を有する場合には、<u>当該自己株式の数を控除した株式数によるものとする。</u>186 - 3((<u>評価会社が有する株式等の純資産価額の計算</u>))において同じ。))で除して計算した金額とする。ただし、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式及び(3)の 1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、株式の取得者とその同族関係者(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。)の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の 50% 以下である場合においては、上記により計

改 正 後	改 正 前
(注) (省 略) (純資産価額計算上の負債) 186 前項の課税時期における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金(平成14年改正法人税法附則第8条((退職給与引当金に関する経過措置))第2項及び第3項の適用後の退職給与引当金勘定の金額に相当する金額を除く。)、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれる<u>ことに留意する</u>(次項及び186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。))。 (1) 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、消費税額、事業税額、道府県民税額及び市町村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額<u>(課税時期において未払いのものに限る。)</u> (2) (省 略) (3) 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額 (評価差額に対する法人税額等に相当する金額) 186-2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に42%(清算所得に対する法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合)を乗じて計算した金額とする。	算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)に100分の80を乗じて計算した金額とする。 (注) (同 左) (純資産価額計算上の負債) 186 前項の課税時期における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金(法人税法第54条((退職給与引当金))第2項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額を除く。)、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれる<u>ものとする</u>(次項及び186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。))。 (1) 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、消費税額、事業税額、道府県民税額及び市町村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額 (2) (同 左) (3) <u>課税時期の直前に終了した事業年度の利益処分として確定した配当金額(課税時期において配当金交付の効力が発生していない場合を除く。)</u>及び役員賞与の金額のうち、<u>課税時期において未払いのもの</u> (4) 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額 (評価差額に対する法人税額等に相当する金額) 186-2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に42%(清算所得に対する法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合)を乗じて計算した金額とする。

改 正 後	改 正 前
(1) (省 略) (2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額(当該各資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は<u>会社法第2条第31号</u>の規定による<u>株式交換</u>(以下この項において「株式交換」という。)若しくは<u>会社法第2条第32号</u>の規定による<u>株式移転</u>(以下この項において「株式移転」という。)により著しく低い価額で受け入れた株式(以下この項において、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。)がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資、合併、株式交換又は株式移転の時ににおいて当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額(以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。)を加算した価額)から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額 (注) (省 略) (<u>株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正</u>) 187 179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより取引相場のない株式を評価した場合において、その株式が次に掲げる場合に該当するものであるときは、その価額を、それぞれ次の算式により修正した金額によって評価する。 (1) (省 略) (2) 課税時期が<u>株式の割当ての基準日</u>、<u>株式の割当てのあった日</u>又は<u>株式無償交付の基準日</u>のそれぞれ翌日からこれらの<u>株式</u>の効力が発生する日までの間にある場合 (179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより評価した価額 + <u>割当てを受けた株式</u> 1株につき払い込むべき金額 × 株式 1株に対する <u>割当株式数</u>) ÷ (1 + 株式 1株に対する <u>割当株式数</u>又は<u>交付株式数</u>)	(1) (同 左) (2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額(当該各資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は<u>商法第352条</u>の規定による<u>株式の交換</u>(以下この項において「株式交換」という。)若しくは<u>商法第364条</u>の規定による<u>株式の移転</u>(以下この項において「株式移転」という。)により著しく低い価額で受け入れた株式(以下この項において、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。)がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資、合併、株式交換又は株式移転の時ににおいて当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額(以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。)を加算した価額)から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額 (注) (同 左) (<u>新株引受権等の発生している株式の価額の修正</u>) 187 179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより取引相場のない株式を評価した場合において、その株式が次に掲げる場合に該当するものであるときは、その価額を、それぞれ次の算式により修正した金額によって評価する。 (1) (同 左) (2) 課税時期が<u>新株式割当の基準日</u>、<u>新株式の割当のあった日</u>又は<u>新株式無償交付の基準日</u>のそれぞれ翌日からこれらの<u>新株式</u>の効力が発生する日までの間にある場合 (179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより評価した価額 + <u>割当を受けた新株式</u> 1株につき払い込むべき金額 × 株式 1株に対する <u>新株式の割当数</u>) ÷ (1 + 株式 1株に対する <u>新株式の割当数</u>又は<u>交付数</u>)

改正後	改正前
(同族株主以外の株主等が取得した株式) 188 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。 (1) 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式 この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者(法人税法施行令第4条((同族関係者の範囲))に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。)の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上(その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、50%超)である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。 (2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの(課税時期において評価会社の役員(社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。)の取得した株式 この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。)の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。	(同族株主以外の株主等が取得した株式) 188 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。 (1) 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式 この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者(法人税法施行令第4条((同族関係者の範囲))に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。<u>ただし、当該法人の判定については、同条第2項中「株式の総数」は「議決権の数」と、「発行済株式の総数」は「議決権総数」と、「数の株式」は「数の議決権」と読み替えるものとする。</u>以下同じ。)の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上(その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、50%超)である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。 (2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの(課税時期において評価会社の役員(社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。)の取得した株式 この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。)の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

改正後	改正前
(3)及び(4) (省 略) (同族株主以外の株主等が取得した株式の評価) 188 - 2 前項の株式の価額は、その株式に係る年配当金額 (183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める1株当たりの配当金額をいう。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とする。)を基として、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、その金額がその株式を179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより計算した金額によって評価する。 $\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$ (注) 上記算式の「その株式に係る年配当金額」は1株当たりの<u>資本金等の額</u>を50円とした場合の金額であるので、算式中において、評価会社の直前期末における1株当たりの<u>資本金等の額</u>の50円に対する倍数を乗じて評価額を計算することとしていることに留意する。 (評価会社が自己株式を有する場合の議決権総数) 188 - 3 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が自己株式を有する場合には、その自己株式に係る議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。 (議決権を有しないこととされる株式がある場合の議決権総数等) 188 - 4 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社の株主のうちに会社法第308条第1項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないことと	(3)及び(4) (同 左) (同族株主以外の株主等が取得した株式の評価) 188 - 2 前項の株式の価額は、その株式に係る年配当金額 (183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める1株当たりの配当金額をいう。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とする。)を基として、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、その金額がその株式を179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより計算した金額によって評価する。 $\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$ (注) 上記算式の「その株式に係る年配当金額」は1株当たりの<u>資本金の額</u>を50円とした場合の金額であるので、算式中において、評価会社の直前期末における1株当たりの<u>資本金の額</u>の50円に対する倍数を乗じて評価額を計算することとしていることに留意する。 (評価会社が自己株式を有する場合の議決権総数) 188 - 3 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が自己株式を有する場合には、その自己株式に係る議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。 <u>評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおける議決権総数も、また同様となる。</u> (議決権を有しないこととされる株式がある場合の議決権総数等) 188 - 4 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社の株主のうちに商法第241条第3項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととさ

改正後	改正前
される会社があるときは、当該会社の有する評価会社の議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。	れる会社があるときは、当該会社の有する評価会社の議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。 <u>評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様となる。</u>
(種類株式がある場合の議決権総数等) 188 - 5 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、<u>評価会社が会社法第 108 条第 1 項に掲げる事項について内容の異なる種類の株式</u>(以下この項において「種類株式」という。)を発行している場合における議決権の数又は議決権総数の判定に当たっては、種類株式のうち株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数を含めるものとする。	(種類株式がある場合の議決権総数等) 188 - 5 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、<u>評価会社が商法第 222 条第 1 項に規定する数種の株式</u>(以下この項において「種類株式」という。)を発行している場合における議決権の数又は議決権総数の判定に当たっては、種類株式のうち株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数を含めるものとする。 <u>評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。</u>
(株式保有特定会社の株式の評価) 189 - 3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における当該1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が株式保有特定会社の 185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の 50% 以下であるときには、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の株式保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S₁の金額」と(2)の「S₂の金額」との合計額によって評価することができる。 なお、当該株式が 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188 - 2((同族株主以外の株主等	(株式保有特定会社の株式の評価) 189 - 3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における当該1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が株式保有特定会社の 185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の 50% 以下であるときには、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の株式保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S₁の金額」と(2)の「S₂の金額」との合計額によって評価することができる。 なお、当該株式が 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188 - 2((同族株主以外の株主等

改 正 後	改 正 前
が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額(この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書(納税義務者が選択した場合に限る。)の定めにより計算した金額)によって評価する。	が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額(この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書(納税義務者が選択した場合に限る。)の定めにより計算した金額)によって評価する。
(1) S₁の金額	(1) S₁の金額
S₁の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めにより計算した金額とする。ただし、評価会社の株式が189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の要件(同項の(1)のかっこ書の要件を除く。)にも該当する場合には、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の大会社、中会社又は小会社の区分にかかわらず、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))の定め(本文のかっこ書、ただし書のかっこ書及びなお書を除く。)により計算した金額とする。これらの場合において、180((類似業種比準価額))に定める算式及び185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、それぞれ次による。	S₁の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めにより計算した金額とする。ただし、評価会社の株式が189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の要件(同項の(1)のかっこ書の要件を除く。)にも該当する場合には、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の大会社、中会社又は小会社の区分にかかわらず、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))の定め(本文のかっこ書、ただし書のかっこ書及びなお書を除く。)により計算した金額とする。これらの場合において、180((類似業種比準価額))に定める算式及び185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、それぞれ次による。
イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。	イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。
$A \times \left(\frac{\text{㉔}-\text{㉒}}{B} + \frac{\text{㉓}-\text{㉑}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉕}-\text{㉖}}{D} \right) \times 0.7$	$A \times \left(\frac{\text{㉔}-\text{㉒}}{B} + \frac{\text{㉓}-\text{㉑}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉕}-\text{㉖}}{D} \right) \times 0.7$
上記算式の適用に当たっては、次による。	上記算式の適用に当たっては、次による。
(イ) 上記算式中「A」、「㉔」、「㉓」、「㉕」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「㉒」、「㉑」及び「㉖」は、それぞれ次による。	(イ) 上記算式中「A」、「㉔」、「㉓」、「㉕」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「㉒」、「㉑」及び「㉖」は、それぞれ次による。
「㉒」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める評価会社の「1株当たりの配当	「㉒」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める評価会社の「1株当たりの配当

改 正 後	改 正 前
金額」に、直前期末以前 2 年間の受取配当金額(法人から受ける<u>剰余金の配当</u>(株式又は出資に係るものに限るものとし、<u>資本金等の額の減少によるものを除く。)</u>、利益の配当及び剰余金の分配(出資に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の合計額と直前期末以前 2 年間の営業利益の金額の合計額(当該営業利益の金額に受取配当金額が含まれている場合には、当該受取配当金額の合計額を控除した金額)との合計額のうちに占める当該受取配当金額の合計額の割合(当該割合が 1 を超える場合には 1 を限度とする。以下「受取配当金収受割合」という。)を乗じて計算した金額 「㉔」= 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))の(2)に定める評価会社の「1 株当たりの利益金額」に受取配当金収受割合を乗じて計算した金額 「㉕」= 次の 及び に掲げる金額の合計額(上記算式中の「㉔」を限度とする。) 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))の(3)に定める評価会社の「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」に、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の(1)に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)のうちに占める株式及び出資の帳簿価額の合計額の割合を乗じて計算した金額 直前期末における法人税法第 2 条((定義))第 18 号に規定する利益積立金額に相当する金額を直前期末における発行済株式数(1 株当たりの<u>資本金等の額</u>が 50 円以外の金額である場合には、直前期末における<u>資本金等の額</u>を 50 円で除して計算した数によるものとする。)で除して求めた金額に受取配当金収受割合を乗	金額」に、直前期末以前 2 年間の受取配当金額(法人から受ける利益の配当及び剰余金の分配(出資に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の合計額と直前期末以前 2 年間の営業利益の金額の合計額(当該営業利益の金額に受取配当金額が含まれている場合には、当該受取配当金額の合計額を控除した金額)との合計額のうちに占める当該受取配当金額の合計額の割合(当該割合が 1 を超える場合には 1 を限度とする。以下「受取配当金収受割合」という。)を乗じて計算した金額 「㉔」= 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))の(2)に定める評価会社の「1 株当たりの利益金額」に受取配当金収受割合を乗じて計算した金額 「㉕」= 次の 及び に掲げる金額の合計額(上記算式中の「㉔」を限度とする。) 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))の(3)に定める評価会社の「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」に、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の(1)に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)のうちに占める株式及び出資の帳簿価額の合計額の割合を乗じて計算した金額 直前期末における法人税法第 2 条((定義))第 18 号に規定する利益積立金額に相当する金額を直前期末における発行済株式数(1 株当たりの<u>資本金の額</u>が 50 円以外の金額である場合には、直前期末における<u>資本金の額</u>を 50 円で除して計算した数によるものとする。)で除して求めた金額に受取配当金収受割合を乗じて計

改 正 後	改 正 前
じて計算した金額(利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、0とする。) (ロ)及び(ハ) (省 略) ロ (省 略) (2) S_2 の金額 S_2 の金額は、189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」からその計算の基とした株式等の帳簿価額の合計額を控除した場合において残額があるときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)から当該残額に $186 - 2((\text{評価差額に対する法人税額等に相当する金額}))$ に定める割合を乗じて計算した金額を控除し、当該控除後の金額を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。この場合、当該残額がないときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。 (<u>株式の割当てを受ける権利等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正</u>) $189 - 7 \quad 189 - 2((\text{比準要素数 1 の会社の株式の評価}))$ から $189 - 5((\text{開業前又は休業中の会社の株式の評価}))$ までの定めにより特定の評価会社の株式を評価した場合(その株式を $188 - 2((\text{同族株主以外の株主等が取得した株式の評価}))$ の本文の定めにより評価した場合を除く。)において、その株式が $187((\text{株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正}))$ の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、その価額を、$187((\text{株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正}))$ の(1)又は(2)の算式に準じて修正した金額によって評価する。 (<u>株式の割当てを受ける権利の評価</u>)	算した金額(利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、0とする。) (ロ)及び(ハ) (同 左) ロ (同 左) (2) S_2 の金額 S_2 の金額は、189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」からその計算の基とした株式等の帳簿価額の合計額を控除した場合において残額があるときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)から当該残額に $186 - 2((\text{評価差額に対する法人税額等に相当する金額}))$ に定める割合を乗じて計算した金額を控除し、当該控除後の金額を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数 <u>(自己株式を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数をいう。以下この項において同じ。)</u> で除して計算した金額とする。この場合、当該残額がないときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。 (<u>新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正</u>) $189 - 7 \quad 189 - 2((\text{比準要素数 1 の会社の株式の評価}))$ から $189 - 5((\text{開業前又は休業中の会社の株式の評価}))$ までの定めにより特定の評価会社の株式を評価した場合(その株式を $188 - 2((\text{同族株主以外の株主等が取得した株式の評価}))$ の本文の定めにより評価した場合を除く。)において、その株式が $187((\text{新株引受権等の発生している株式の価額の修正}))$ の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、その価額を、$187((\text{新株引受権等の発生している株式の価額の修正}))$ の(1)又は(2)の算式に準じて修正した金額によって評価する。 (<u>新株引受権の評価</u>)

改正後	改正前
190 <u>株式の割当てを受ける権利の価額は、その株式の割当てを受ける権利の発生している株式について、169((上場株式の評価))、174((気配相場等のある株式の評価))、177((気配相場等のある株式の評価の特例))、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正))、188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは前項の定めにより評価した価額又は 189((特定の評価会社の株式))に定める特定の評価会社の株式を 188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより評価した価額に相当する金額から割当てを受けた株式 1 株につき払い込むべき金額を控除した金額によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている株式に係る株式の割当てを受ける権利については、その割当てを受けた株式について 169((上場株式の評価))の定めにより評価した価額に相当する金額から割当てを受けた株式 1 株につき払い込むべき金額を控除した金額によって評価する。</u>	190 <u>新株引受権の価額は、その新株引受権の発生している株式について、169((上場株式の評価))、174((気配相場等のある株式の評価))、177((気配相場等のある株式の評価の特例))、187((新株引受権等の発生している株式の価額の修正))、188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは前項の定めにより評価した価額又は 189((特定の評価会社の株式))に定める特定の評価会社の株式を 188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより評価した価額に相当する金額から新株式 1 株につき払い込むべき金額を控除した金額によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている新株式に係る新株引受権については、その新株式について 169((上場株式の評価))の定めにより評価した価額に相当する金額から新株式 1 株につき払い込むべき金額を控除した金額によって評価する。</u>
(株主となる権利の評価)	(株式の引受けによる権利の評価)
191 <u>株主となる権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</u> (1) <u>会社設立の場合の株主となる権利の価額は、課税時期以前にその株式 1 株につき払い込んだ価額によって評価する。</u> (2) (1)に該当しない<u>株主となる権利の価額は、その株主となる権利の発生している株式について、169((上場株式の評価))、174((気配相場等のある株式の評価))、177((気配相場等のある株式の評価の特例))、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正))、188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは 189 - 7((株式の割当てを受ける権利等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正))の定めにより評価した価額又は 189((特定の評価会社の株式))に定める特定の評価会社の株式を 188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めによ</u>	191 <u>株式の引受けによる権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</u> (1) <u>会社設立の場合の株式の引受けによる権利の価額は、課税時期以前にその株式 1 株につき払い込んだ価額によって評価する。</u> (2) (1)に該当しない<u>株式の引受けによる権利の価額は、その株式の引受けによる権利の発生している株式について、169((上場株式の評価))、174((気配相場等のある株式の評価))、177((気配相場等のある株式の評価の特例))、187((新株引受権等の発生している株式の価額の修正))、188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは 189 - 7((新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正))の定めにより評価した価額又は 189((特定の評価会社の株式))に定める特定の評価会社の株式を 188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより評価</u>

改正後	改正前
り評価した価額に相当する金額（課税時期の翌日以後その株主となる権利につき払い込むべき金額がある場合には、その金額からその割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額を控除した金額）によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている株式に係る株主となる権利については、その割当てを受けた株式について、169((上場株式の評価))の定めにより評価した価額に相当する金額（課税時期の翌日以後その株主となる権利につき払い込むべき金額がある場合には、その金額から払い込むべき金額を控除した金額）によって評価する。	した価額に相当する金額（課税時期の翌日以後その株式の引受けによる権利につき払い込むべき金額がある場合には、その金額からその新株式1株につき払い込むべき金額を控除した金額）によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている新株式に係る株式の引受けによる権利については、その新株式について、169((上場株式の評価))の定めにより評価した価額に相当する金額（課税時期の翌日以後その株式の引受けによる権利につき払い込むべき金額がある場合には、その金額から払い込むべき金額を控除した金額）によって評価する。
(株式無償交付期待権の評価) 192 株式無償交付期待権の価額は、その株式無償交付期待権の発生している株式について、169((上場株式の評価))、174((気配相場等のある株式の評価))、177((気配相場等のある株式の評価の特例))、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正))、188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは189 - 7((株式の割当てを受ける権利等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正))の定めにより評価した価額又は189((特定の評価会社の株式))に定める特定の評価会社の株式を188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより評価した価額に相当する金額によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている株式に係る無償交付期待権については、その株式について169((上場株式の評価))の定めにより評価した価額に相当する金額によって評価する。	(新株無償交付期待権の評価) 192 新株無償交付期待権の価額は、その新株無償交付期待権の発生している株式について、169((上場株式の評価))、174((気配相場等のある株式の評価))、177((気配相場等のある株式の評価の特例))、187((新株引受権等の発生している株式の価額の修正))、188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))若しくは189 - 7((新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正))の定めにより評価した価額又は189((特定の評価会社の株式))に定める特定の評価会社の株式を188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより評価した価額に相当する金額によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている新株式に係る無償交付期待権については、その新株式について169((上場株式の評価))の定めにより評価した価額に相当する金額によって評価する。
(持分会社の出資の評価) 194 会社法第575条第1項に規定する持分会社に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))から前項までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。	(含名会社等の出資の評価) 194 含名会社、合資会社又は有限会社に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))から前項までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。
(医療法人の出資の評価)	(医療法人の出資の評価)

改 正 後	改 正 前
194 - 2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から 181((類似業種))本文まで、182((類似業種の株価))から 183 - 2((類似業種の 1 株当たりの配当金額等の計算))まで、184((類似業種比準価額の修正))の(2)、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))から 186 - 3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))まで、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正))の(2)、189((特定の評価会社の株式))、189 - 2((比準要素数 1 の会社の株式の評価))から 189 - 4((土地保有特定会社の株式又は開業後 3 年未満の会社等の株式の評価))(185((純資産価額))のただし書の定め及び 188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めを適用する部分を除く。)まで及び 189 - 5((開業前又は休業中の会社の株式の評価))から 192((株式無償交付期待権の評価))までの定めに準じて計算した価額によって評価する。この場合において、181((類似業種))の「評価会社の事業が該当する業種目」は同項の定めにより別に定める業種目のうちの「その他の産業」とし、189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数 1 の会社の株式」に相当する医療法人に対する出資は、183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))の(2)又は(3)に定める「1 株当たりの利益金額」又は「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額のうち、いずれかが 0 であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに準じそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか 1 以上が 0 である評価対象の医療法人の出資をいい、180((類似業種比準価額))及び 189 - 3((株式保有特定会社の株式の評価))の(1)のイに定める算式は、それぞれ次の算式による。 (1)及び(2) (省 略)	194 - 2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から 181((類似業種))本文まで、182((類似業種の株価))から 183 - 2((類似業種の 1 株当たりの配当金額等の計算))まで、184((類似業種比準価額の修正))の(2)、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))から 186 - 3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))まで、187((新株引受権等の発生している株式の価額の修正))の(2)、189((特定の評価会社の株式))、189 - 2((比準要素数 1 の会社の株式の評価))から 189 - 4((土地保有特定会社の株式又は開業後 3 年未満の会社等の株式の評価))(185((純資産価額))のただし書の定め及び 188 - 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めを適用する部分を除く。)まで及び 189 - 5((開業前又は休業中の会社の株式の評価))から 192((新株無償交付期待権の評価))までの定めに準じて計算した価額によって評価する。この場合において、181((類似業種))の「評価会社の事業が該当する業種目」は同項の定めにより別に定める業種目のうちの「その他の産業」とし、189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数 1 の会社の株式」に相当する医療法人に対する出資は、183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))の(2)又は(3)に定める「1 株当たりの利益金額」又は「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額のうち、いずれかが 0 であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに準じそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか 1 以上が 0 である評価対象の医療法人の出資をいい、180((類似業種比準価額))及び 189 - 3((株式保有特定会社の株式の評価))の(1)のイに定める算式は、それぞれ次の算式による。 (1)及び(2) (同 左)
第 6 節 その他の財産 (不動産投資信託証券等の評価)	第 6 節 その他の財産 (不動産投資信託証券等の評価)

改正後	改正前
213 不動産投資法人の投資証券及び不動産投資信託の受益証券（以下「不動産投資信託証券」という。）のうち、上場されているものの価額は、１口ごとに評価するものとし、169((上場株式の評価))から 172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))までの定めに準じて評価する。また、不動産投資信託証券に係る投資口の分割等に伴う無償交付期待権の価額は、192((<u>株式</u>無償交付期待権の評価))に準じて評価し、不動産投資信託証券に係る金銭分配期待権の価額（利益超過分配金の額を含む。）は、193((配当期待権の評価))に準じて評価する。	213 不動産投資法人の投資証券及び不動産投資信託の受益証券（以下「不動産投資信託証券」という。）のうち、上場されているものの価額は、１口ごとに評価するものとし、169((上場株式の評価))から 172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))までの定めに準じて評価する。また、不動産投資信託証券に係る投資口の分割等に伴う無償交付期待権の価額は、192((<u>新株</u>無償交付期待権の評価))に準じて評価し、不動産投資信託証券に係る金銭分配期待権の価額（利益超過分配金の額を含む。）は、193((配当期待権の評価))に準じて評価する。